

## [農業委員会事務局 所管]

○農業委員会運営に要する経費（06010102） 17,910,848 円（18,264,576 円） 決算書 P220

〈国・県：3,911,999 円 一財：13,998,849 円〉

\* 特定財源積算根拠

- ・ 県委：農業委員会費委託金 1,045,000 円
- ・ 県委：農地利用最適化交付金 1,898,000 円
- ・ 県委：県事務処理特例交付金 968,999 円

(目的)

担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化を推進するとともに、農業の維持発展のため意欲ある担い手の確保・育成、認定農業者及び農地所有適格法人等の経営支援に積極的に取り組む等、優良農地確保、効率的利用及び望ましい農業構造の実現に向け、農地利用集積事業等を通じて農地の保全と有効利用の促進を図る。

(内容)

- (1) 農業委員会総会・調査会（各月1回）の開催
- (2) 農地の権利移動・設定及び転用関係の許認可について農地を守る立場からの助言指導
- (3) 農地・農政部会会議及び研修会への参加、実施
- (4) 農業施策に対する関係機関への建議
- (5) 人農地プランの実質化にむけた農地の利用状況図面の作成
- (6) 農地パトロール等による農業及び農地の実態把握

(効果)

- ・ 総会において、農地転用許可等の慎重な審議により、農地の有効活用を図ることができた。
- ・ 農地利用意向調査や中間管理機構を通じた利用権設定の実施により、農地利用最適化の推進を図ることができた。
- ・ 農地パトロール等により、無断転用等に対して是正指導を行い適切な運用を図ることができた。

## [監査委員事務局 所管]

○監査事務に要する経費（02060102） 1,259,206 円（1,263,331 円） 決算書 P130

〈一財：1,259,206 円〉

(目的)

地方自治法及び地方公営企業法に定める監査、検査及び審査を実施する。

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理または市の事務の執行が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかに留意し、積極的かつ指導的に実施する。

(内容)

- 1 普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査の実施
- 2 監査委員が、必要があると認めるとき1に準じて実施する監査の実施
- 3 毎月行う現金の出納の検査の実施
- 4 地方公営企業法の規定による出納又は支払の事務についての監査の実施
- 5 決算の審査の実施
- 6 財政健全化法判断比率の審査の実施
- 7 基金の運用状況の審査の実施

(効果)

監査を実施したことにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与した。

監査等の実施状況

区 分	回数等	対象課等
出納検査	12 回	会計課、水道課、下水道課
決算審査	3 回	財政課、会計課、水道課、下水道課
定期監査	13 回	7 部、1 室及び部局外 (25 課、2 局、2 所、学校 6 校、1 園)
行政監査	0 回	※定期監査と同時実施
工事監査	0 回	
財政援助団体監査	1 回	坂東市公共施設管理公社
住民監査請求	0 件	
要求監査	0 件	